

## 第3回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和3年2月25日（木）

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第15号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について (資料1)

議案第15号

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見  
について

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日

提出者 教育長 河 口 浩

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見  
について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について

「練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の条例議案について、当委員会として同意します。

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 耀 男



教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案  
に関する意見聴取について

令和 3 年第一回練馬区議会提出予定議案として、下記の条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出予定議案名

練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

練馬区一般職員については、特別区人事委員会勧告（令和 2 年 10 月 23 日）に基づき、令和 2 年第四回定例会において、練馬区職員の給与に関する条例（昭和 50 年 3 月練馬区条例第 26 号）を一部改正し、期末手当の年間支給月数を引き下げた。

これを踏まえ、教育長の期末手当についても一般職員と同様に引き下げることとし、練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 31 年 10 月条例第 14 号）について所要の改正を行う。

なお、令和 3 年 2 月 24 日に開催した練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会において、教育長の期末手当について意見聴取したところ、教育長の期末手当も引き下げることが妥当であるとの意見があった。

3 改正内容（第 6 条関係）

教育長の期末手当の年間支給月数を現行の 3.35 月から 3.30 月に改定することとし、各支給月の配分は下表のとおりとする。

| 区 分 | 年間支給月数 | 6 月支給分 | 12 月支給分 | 3 月支給分 |
|-----|--------|--------|---------|--------|
| 現 行 | 3. 3 5 | 1. 5 5 | 1. 6 0  | 0. 2 0 |
| 改定後 | 3. 3 0 | 1. 5 0 | 1. 6 0  | 0. 2 0 |

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

5 回答について

令和 3 年 2 月 26 日（金）までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

6 添付書類

条例新旧対照表



練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

| 現 行  | 改正案   |
|--|---|
| <p>( 期末手当 )</p> <p>第 6 条 期末手当の額は、つぎの各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>～ [ 略 ]</p> <p>付 則 [ 略 ]</p> | <p>( 期末手当 )</p> <p>第 6 条 期末手当の額は、つぎの各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には<u>100分の150</u>、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>～ [ 略 ]</p> <p>付 則 [ 略 ]</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> |